

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和3年11月29日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（18名）

1 番	崎 山 華 英	2 番	永 井 孝 佳
3 番	井 田 孝	4 番	島 田 恒
5 番	片 桐 文 夫	6 番	平 山 清 海
7 番	遠 藤 保 明	8 番	林 晴 道
9 番	宮 内 保	11 番	飯 嶋 正 利
12 番	宮 澤 芳 雄	13 番	伊 藤 保
14 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

- 10 番 高 木 寛
-

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
総 務 課 長	宮 内 敏 之	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	山 崎 剛 成	市民生活課長	八 木 幹 夫
保険年金課長	穴 澤 昭 和	環 境 課 長	高 根 浩 司
商工観光課長	加 瀬 博 久	教育総務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第15号、議案第17号の16議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後悦世 登壇）

○建設経済常任委員長（向後悦世） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月19日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第2号の主な質疑について申し上げます。

旭市過疎地域持続的発展計画の計画期間は令和7年度までとなっているが、過疎地域における固定資産税の課税免除期間との整合性はとの質疑では、課税免除期間は3か年度だが、3年経過した後も延長されることが予想され、仮に延長されない場合でも、その後2年間は既存条例により市単独での課税免除の対象となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年11月29日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 晴道 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 晴道） 文教福祉常任委員会委員長、林晴道よりご報告いたします。

今定例会11月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認について、この8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月22日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

感染症予防事業費等国庫補助金319万円について、健康情報連携システム整備事業等に対する補助金とのことだが、具体的な内容はとの質疑では、今回のシステム改修は2通りあり、1点目は、健診結果の情報をマイナンバーカード制度を活用し、マイナポータルで閲覧や市町村間での情報連携を開始できるようにするための改修、2点目は、国が標準様式を定めるため、市のシステムに取り込めるようにするための改修との答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

事前協議等の条文を新たに加えて、今回の改正によりかなり項目が増え、ルールが厳しくなった印象を持ったが、全国的に改正しているのかとの質疑では、全国的には調べていないが、千葉県においては事前協議制を設けている市町村は県内54市町村中47市町村が事前協議制を設けているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

サッカー場の利用料金について、市外の方と市内の方は違いがあるのか、また、予約方法は条例で定められているのかとの質疑では、市外の方の利用料金は市内の方の1.5倍、予約方法については条例で定めず、予約システムや電話等での予約する形となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、当委員会においては、8議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和3年11月29日、文教福祉常任委員会委員長、林晴道。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

11月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第14号、市の境界変更に伴う

財産処分に関する協議について、議案第15号、市の境界変更についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月24日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第12号の主な質疑について申し上げます。

過疎法による国の支援の内容はとの質疑では、県の策定方針に基づき、市が過疎計画を策定し議会の議決を得ることで、事業債、事業費全額を充当でき、元利償還の70%を交付税措置される大変有利な過疎対策事業債が発行できる。また、各種補助事業による国庫補助事業のかさ上げや固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置といった国からの財政支援措置が活用可能となるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

海上庁舎のどのくらいの面積を使用するのか、また、使用料はどのように算定するのかとの質疑では、面積は2階の388.819平方メートルを使用予定、使用料については、海上庁舎における本年度の施設事業管理に係る委託料や光熱水費を基に、面積案分で算定するとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年11月29日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第15号、議案第17号の16議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、市の境界変更について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 事務報告

○議長(木内欽市) 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 宮内敏之 登壇)

○総務課長(宮内敏之) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金42万4,000円を、明治安田生命保険相互会社様より、9月16日受納いたしました。

一つ、精白米「粒すけ」840キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より、10月5日受納いたしました。

一つ、ソフトブランコ4台ほか、保育所用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、10月20日受納いたしました。

一つ、豚肉261.8キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、11月16日受納いたしました。

一つ、バイオリン2丁を、田原賢二様より、11月24日受納いたしました。

一つ、電子黒板3台及びクリーナー5台を、鈴木建設株式会社より、11月24日受納いたし

ました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

◎日程第４ 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、令和３年旭市議会第４回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１０時２５分